

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

社会保険事務所で私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

しかし、国民年金制度発足当時の昭和 36 年 4 月から自治会の方が自宅に集金に来られ、国民年金保険料を納付していたはずである。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和 58 年度からは前納により保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金制度発足当時、自治会の区長（現在は自治会長）から、世帯主は必ず加入し納付するように強く勧奨があったとしているとともに、申立人の妻も、「最初は夫の保険料のみ集金人に納付しており、自身も約 30 件の家庭を集金に回り、集金した国民年金保険料を区長に渡していた。自分は当初からは国民年金に加入しておらず、婦人会が保険料を集金することになったころから加入した。」としている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足に際し、加入手続期間である昭和 35 年 11 月 24 日に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

加えて、申立期間当時、申立人の住所地において、国民年金保険料の集金

は自治会で行っていたことが確認でき、昭和 41 年ころには婦人会が納付組織となっていたことも確認できることから、申立人及び申立人の妻の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月から52年11月までの国民年金保険料については、定額保険料により納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から51年2月まで
② 昭和51年3月から52年11月まで
③ 昭和52年12月から63年5月まで
④ 平成12年7月から13年10月まで

私は日雇いで働いていたので、老後の年金を考えてすべての期間について、定額保険料のほか付加保険料を含めた少し高い保険料を、妻が納付組織の人に払っていた。

しかし、納付記録を確認すると、申立期間①及び③については定額保険料で納付した記録はあるが、付加保険料の納付記録が無い上、申立期間②については未納となっている。また、申立期間④については、60歳の時に役場の人に、何か月間が未納と言われたので、一括で払った記憶がある。未納になっているとは夢にも思っていなかったので驚いている。

納得ができないので今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き60歳到達まですべて納付しているとともに、年金額を増額するため60歳以降も任意加入により納付していることから、保険料納付に積極的であることがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻についても、国民年金加入期間のうち加入手続を行った当該年度に1か月の未納期間はあるものの、それ以外のすべての期間を納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

申立期間②について、市役所で保管している申立人夫婦に係る納付組織の領収カードによると、申立人の妻については、厚生年金保険被保険者期間であるにもかかわらず国民年金保険料は納付済みとなっている。一方、申立人については、国民年金加入期間であるにもかかわらず、厚生年金保険加入とする記載があるとともに、「厚生年金保険加入は妻であるため訂正が必要である。」とする旨も併せて記載されていることが確認でき、申立人夫婦の納付記録の管理が不適正であったことが見受けられる。また、同領収カードの領収印については、申立人の妻及び同カードに記載されている同組織の被保険者記録から定額保険料の領収印であることが確認できることから、申立人は、定額保険料により納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間①及び③について、申立人は、付加保険料も含めて納付したとしているが、付加年金制度創設による付加保険料納付は、昭和 45 年 10 月からであり、申立期間①の一部の期間は制度創設前の期間であるため納付することはできない上、申立人に係る市役所及び社会保険事務所の被保険者台帳によると、定額保険料による納付となっている。また、付加保険料納付については任意であるため、納付する場合は、付加保険料納付申出の届出が必要であるが、市役所及び社会保険事務所の申立人に係る被保険者台帳から、昭和 63 年 6 月 1 日に当該申出が行われたことは確認できるものの、これより前に付加保険料納付申出が行われたことの確認はできない。

申立期間④について、申立人は、既に 60 歳到達により、国民年金被保険者資格は喪失となっており、その後の国民年金加入については、任意加入被保険者となるため、加入申出の届出が必要である。しかし、役場で保管している申立人に係る「国民年金被保険者資格関係届（申請）書」により、申立人は、平成 13 年 11 月 27 日に、国民年金加入の取得申出及び付加保険料納付申出を行い、国民年金に再度加入し、付加保険料を含めて納付していることは確認できるが、申立期間④について、当該届出が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間④の国民年金定額保険料並びに申立期間①、②、③及び④の付加保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から 52 年 11 月までの国民年金保険料を定額保険料により納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年12月までの期間及び46年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年12月から38年3月まで
② 昭和39年7月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から45年12月まで
④ 昭和46年1月から48年3月まで

結婚前、私はA市B区に住んでおり、当時は同居家族が私の保険料を納付してくれていた。同居家族の納付記録があるのに私の納付記録が無いのは納付できない。また、結婚後は、妻が私の保険料を納付してくれていた。妻の納付記録はあるのに、私の納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同居していた申立人の兄嫁が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月18日に払い出されていることが確認でき、申立期間①の保険料は、過年度保険料となる上、当該期間に係る申立人の保険料を納付していたとする申立人の兄嫁はこの期間の保険料が未納である上、同人は、まとめて保険料を納付したかどうかの記憶が定かでないことから、申立期間①の保険料を納付したものは考え難い。

申立期間②のうち、昭和39年7月から40年12月までについて、申立人は、同居していた申立人の兄嫁が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の兄嫁は、当該期間に係る申立人の保険料を納付していたことを証言しており、徴収員に対する保険料の納付方法を鮮明に記憶し当時の状況に合致していることを踏まえると、その証言は不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、当時、申立人と同居していた家族はこの期間の保険料を納付済みであることから、家族の保険料納付を行っていた申立人の兄嫁が、申立人の保

険料だけを納付していないとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和 41 年 1 月から 44 年 3 月までについて、申立人は、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分欄に「昭和 41 年社保管理確認」と不在処理が行われた旨が記載されている上、申立人自身も 41 年から 44 年に結婚するまでの間は、住所地には居住していなかったとしていることから、当該期間に係る保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

申立期間③について、申立人は、C 市で昭和 48 年に国民年金の加入手続を再度行うまで、不在処理の状況が継続していたものと考えられ、国民年金保険料を納付していた形跡が認められない。

また、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 9 月 20 日に払い出されている上、申立人の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、48 年 4 月 17 日から付加年金制度に加入していることが確認できることから、同年 4 月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、この時点では、申立期間③の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の妻がまとめて保険料を納付した期間については、一緒に保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人が昭和 48 年 4 月に国民年金の加入手続を行った時点は、申立人の妻が 43 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料をまとめて納付した第 1 回特例納付の期間（45 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 30 日まで）が経過した後であることから、申立人の妻が、申立人の保険料もあわせて納付したものとは考え難い。

申立期間④について、申立人は、昭和 48 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、過年度納付が可能な期間である。

また、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳及び C 市が保管している国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料は未納である旨記録されているが、申立人が所持している国民年金手帳の印紙検認印及び国民年金保険料領収書により、納付記録が平成 19 年 7 月 25 日に納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立人は、昭和 48 年 5 月に、定額保険料に合わせて付加保険料を前納していることが確認できる上、申立人の妻に係る国民年金被保険者台帳により、申立人の妻は、昭和 48 年 4 月 1 日に付加年金制度に加入し保険料を納付するとともに、同年 5 月に昭和 47 年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の妻は、申立人についても、納付することが可能な申立期間④の保険料から納付したものとするのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 12 月までの期間及び 46 年 1 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から同年12月まで

私は、勤務していた会社を平成8年10月25日に退職後、市役所に出向き夫婦二人分の公的年金の切替手続を行った。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間となっている。夫婦二人分の切替手続を行い、保険料を納付したのに、妻だけが納付済みになっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、健康保険については勤務していた会社の任意継続被保険者制度を利用し、年金については、自分の厚生年金保険から国民年金への切替手続とあわせ、妻の国民年金の種別変更手続も市役所で行い、申立期間について、夫婦二人分の保険料を納付したと述べているところ、申立人が所持している貯金通帳の記録から、申立人は、任意継続被保険者として健康保険料を口座振替していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の妻は、申立期間について、国民年金の第1号被保険者として保険料を納付していることが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人が保管していた申立期間に係る平成8年分の確定申告書(控)には、社会保険料控除に係る金額が記載されており、その額は、任意継続した健康保険料額に夫婦二人分の国民年金保険料額を加えた額と一致している。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が当該期間の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月1日から44年9月1日まで
② 昭和45年4月1日から同年12月30日まで

私は昭和43年4月1日から45年12月30日まで、A社で継続して勤務した。しかし、社会保険庁の厚生年金保険加入記録は44年9月1日から45年4月1日までの期間となっている。当時の事業主の妻が在籍を証明してくれており、社員旅行の写真もあるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社において現在厚生年金保険加入記録のある期間から勤務形態及び業務内容等に変更は無く、昭和45年12月30日に退職するまで継続して勤務していたことが推認できる。

また、同僚は「申立人は事務担当の正社員であり、退職するまで厚生年金保険料を控除されていたはずである。」としている上、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者に対し、自身が当該事業所を退社した時点について照会したところ、回答が得られた6人について、入社及び退社の時点について記憶が曖昧である1人を除き、いずれも、退職したとする時点と厚生年金保険の被保険者資格の資格喪失日がおおむね一致していることが確

認できることから、申立期間当時、当該事業所において、退職日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 45 年 3 月の社会保険事務所の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に行われるべき報酬月額算定基礎届や、それに基づく標準報酬月額の定時決定、申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 45 年 4 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、申立人に係る同年 4 月から 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っているものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、入社後、数か月間は厚生年金保険被保険者となっていない従業員が複数いることから、同社では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月29日から同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月29日から同年3月1日まで

私は会社が発行した在籍証明書のとおり、昭和35年12月23日から39年2月29日まで、A社で勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が39年2月29日となっているために、同年2月が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書により、申立人は、当該事業所に昭和39年2月29日まで勤務していたことが認められる。

また、同社の申立期間当時の給与等事務を知る担当は、「月末で退職した者については、退職月の厚生年金保険料を控除していた。」と説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年1月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和55年3月31日に解散しており確認することはできないが、事業主が資格喪失日を39年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年11月1日から同年11月16日までの期間については、継続して勤務していたことが認められることから、申立人のA社B店（後に、C社に社名変更）における資格取得日に係る記録を、同年11月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月10日から同年5月1日まで
② 昭和29年11月1日から同年11月16日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和26年3月10日にA社に入社し、平成6年3月末日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社B店の複数の元同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、同社のB店人事課で勤務していた元同僚は、「社会保険料は、社会保険庁から各支店それぞれに請求されることから、計算しやすいように、辞令日、社会保険の資格の取得日及び喪失日が同日となるように1日付で各支店間において調整していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B店において、昭和29年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが認められる。

申立期間①について、A社の同期入社である元同僚から提供された採用通知書によると、昭和26年3月12日にB店で入社式及び同年3月中は基礎的教育を実施する旨記載されていることが確認でき、同期入社した複数の元同僚からも同様の証言が得られた。

しかし、当該採用通知書には、「当社は學歷、經歷の如何を問はず最初の

三ヶ月間は凡て試傭で四ヶ月目より正社員に改任することになってゐます。」と記載されている。

また、同期入社した複数の元同僚は、「会社からは、試用期間中は社会保険の適用とならない旨の説明を受けた。」と証言しており、事実、社会保険事務所が保存しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同期入社した元同僚は、昭和 26 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、D社（C社から社名変更）は既に全喪しており、これを確認できる関連資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年8月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月12日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、1か月間の記録が欠落しているとの回答を得た。

A社には、昭和38年4月に入社し、平成16年6月に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された退職所得の源泉徴収票特別徴収票並びに元同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚の供述から判断すると、申立人は昭和46年8月中にA社B支店に勤務していたことが確認でき、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、A社B支店における資格喪失日と同日の同年8月12日と認めることができる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月1日まで
給与減額の事実がなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額のみが大きく減額されている。訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円と記録していたが、5年3月30日付けで3年4月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、3年4月から5年3月までを9万8,000円に引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人と同じ日付けで、同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われている者が11人（申立人を除く。）確認でき、そのうちの1人の給与明細書により、訂正前の標準報酬月額に見合った額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、訂正前の標準報酬月額に見合う額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、A社は申立期間当時、多額の社会保険料を滞納し、同社の役員が再三社会保険事務所を訪れ、納入方法や納入時期について相談をしていたことが確認できる。

加えて、同社の監査役が、資金繰りの悪化から社会保険料を滞納していたこと及び給与も遅配していたことなどから、取締役会で幹部社員の標準報酬

月額の変更を決定したことは事実であると証言しているが、申立人は役員ではないため、取締役会には出席しておらず、標準報酬月額の変更についての説明も無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届を2年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、平成3年4月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年7月までは32万円、同年8月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年10月19日に、資格喪失日に係る記録を40年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月19日から40年4月1日まで

会社からもらった年金記録では、厚生年金保険の被保険者期間が526か月となっているのに対し、社会保険事務所の記録では520か月となっており、6か月少ない。社会保険事務所の記録で欠落している期間はC工場から本社5階のD研究所に応援という形で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、健康保険組合の加入証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社（昭和45年1月に、B社に名称変更）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、A社本社に勤務していたとしているところ、申立人と同時期に同社E本部において被保険者資格を取得している同僚20人を抽出して被保険者記録を確認すると、うち19人については、同社E本部で資格を取得する前に、同社において被保険者資格を取得し、同社における被保険者資格の喪失日と同日に同社E本部において資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は「申立人は、昭和34年4月13日に入社し、平成15年*月*日に定年退職しており、当該期間はすべて厚生年金保険の被保険者で

なければならない」旨を供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、同社F事業部C工場における資格喪失日と同日の昭和39年10月19日に被保険者資格を取得し、同社E本部における資格取得日と同日の40年4月1日に資格を喪失したものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月1日の定時決定時及び40年4月1日の資格取得時の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が被保険者資格を取得した記録は無く、また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年12月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和38年4月から41年12月までの納付記録が見当たらないとの回答をもらった。
しかし、国民年金保険料を納めることは国民の義務と感じ、国民年金制度発足当時の昭和36年4月から納付してきた。
申立期間について、当時、A市にある夫の実家で療養していたため、同居していた義妹に納付してもらっていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において昭和36年2月9日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人に係る社会保険事務所の被保険者台帳に記載されている住所地もB市となっており、いずれにも申立人が住所変更を行った記録は無い上、申立人が納付してもらっていたとするA市へ住所地を変更した形跡もみられない。

また、申立期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A市に居住している時に義妹に保険料を納付してもらっていたとしているが、その義妹の国民年金手帳記号番号は、昭和40年1月28日にC社会保険事務所で払い出された後、42年7月にD社会保険事務所へ当該被保険者台帳が移管されていることが確認できる上、申立期間に係る納付記録の確認はできないことから、義妹が申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時において国民年金保険料の納付に関与し

ておらず、納付状況等は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月まで

国民年金に任意加入し、保険料納付を続けていたにもかかわらず、申立期間は未加入期間とされ、納付した保険料も記録されていない。自分で加入したものを中断するようなことは考えられない。記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格を喪失させること無く、申立期間も保険料納付を継続していたと述べているが、A市が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年 7 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨記録されている上、これは社会保険庁の記録とも一致しており、国民年金に未加入であることを認識していた市役所が、その者の保険料を収納することは考え難い。

また、A市では、当時、保険料の納付は、1年分又は3か月分をまとめた納付書で納付する方法であったところ、申立期間後に申立人が再度任意加入被保険者資格を取得した日は、3か月単位の納付期間の中間である昭和 60 年 2 月 6 日となっている上、この資格取得日は、一緒に保険料を納付していたとする近所の主婦と同日であることから判断すると、申立人は、自らの意志で任意加入資格を喪失させた後、再度、資格取得手続を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、A事務所でアルバイトをしていた昭和 54 年ごろに、未納期間の保険料をさかのぼって納付することができる」と聞き、保険料を納付した記憶がある。私の手元には、夫が書いた国民年金保険料を納付したと思えるメモがあり、また、申立期間の過年度納付書・領収証書及び領収済通知（報告）書もあるが、領収控が無く、保険料納付に使用したようにも思える。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事務所でアルバイトをしていた昭和 54 年ごろに、特例納付で過去の未納期間分の国民年金保険料を納付したと述べているが、他方、過年度保険料を金融機関で納付する際に使用する申立期間の納付書・領収証書、領収控及び領収済通知（報告）書のうち、領収控を所持していないことをもって、申立期間の国民年金保険料を納付したとも述べており、申立期間の保険料をどのように納付したかについて、申立人の記憶が定かでない。

また、申立人は、金融機関で保険料を納付したので、自分では領収控を所持していないと述べているが、申立人が所持する納付書・領収証書及領収済通知（報告）書には領収印が無く、社会保険事務所に送達される領収済通知（報告）書を申立人が所持したままであることから、金融機関が領収控だけで保険料を受領することは考え難い上、申立人は、どこで保険料を納付したかの記憶が定かでないことから判断して、保険料を納付することなく納付書・領収証書等を保管していたものとするのが自然である。

さらに、申立人は、夫が書いた申立期間の国民年金保険料を納付したとするメモを所持しているが、当該メモには、「50 年 4 よりすべて」との記載と

は別に、「51.4～59.3まで国民年金」、「59.6.1より厚生年金」とも記載されており、これら記載については、昭和50年4月から国民年金に加入し、「51.4～59.3」までは国民年金保険料を納付し、「59.6.1」から厚生年金保険に加入したことを示す記載とも考えられ、このメモを所持していることをもって、申立期間の保険料を納付したものと推認し難い。

加えて、申立人がA事務所でアルバイトをしていたとする時期は、第3回特例納付が実施されていた期間内であるが、申立人は、過去の未納期間の保険料を納付できることを知り申立期間の保険料を納付したとするだけで、具体的な納付方法についての記憶が定かでない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 1 月まで

地域の婦人会代表者に誘われて国民年金に加入した後、今なら過去の未納分も納付できると教えられ、確かに現年度保険料を集金される際に何年分かの未納保険料を払ったことを覚えているのに、45 年 2 月以降の記録しかないのは納得できない。申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が最初に払い出されたのは、昭和 45 年 3 月 11 日であることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳の手帳交付年月日欄にも「45. 3. 13」と記録されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行い、申立期間当時は、国民年金に未加入であったものと推認できる。

また、申立人の夫は、昭和 33 年 4 月から 57 年 8 月まで厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、国民年金の任意加入資格者であり、制度上、国民年金に加入した時点からさかのぼって被保険者資格を取得することができず、加入時点より前の期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 45 年 2 月 20 日に任意加入被保険者資格を取得し、同月から国民年金保険料の納付を始めたことが記録されており、これは、社会保険庁の記録とも一致し、行政側の記録管理に不自然なところは見受けられない。

加えて、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者 33 人について、社会保険庁のオンライン記録を基に保険料納付の状況について

確認したところ、申立人を含む任意加入被保険者 13 人は、いずれも、払出日の属する月又はその前月に被保険者資格を取得し保険料納付を始めており、払出日よりさかのぼって保険料を納付したことがうかがえるものは認められない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から44年6月まで
高校卒業後、22歳で会社に就職するまで家業を手伝っていた。母に言われ自分で年金の申込書に住所、氏名、生年月日等を記入した。その際、氏名のふりがなや住所を少し変えて書いた記憶がある。実際の手続や納付は母が行っていたので詳しいことは分からない。母が兄弟分をまとめて納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際、氏名のふりがなを少し変えて記入した記憶があり納付記録が誤って管理されていないか調査してほしい旨申し立てており、社会保険庁のオンライン記録を基に、考えられる数十通りの読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人に該当する記録は無い。

また、申立人が申立期間に居住していた市では、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡が無いとしている上、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも申立人の氏名は無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母が申立人に代わり国民年金の加入手続をし、兄弟の分の保険料と合わせて納付をしてきていたと主張しており、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法等の状況が不明であることに加え、申立人の兄弟についても保険料を納付していた形跡が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月から20年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月から20年6月まで

私は、平成17年に社会保険事務所の職員が自宅を訪ねて来て、二女の免除申請を行った際に一緒に自分の免除申請を行ったはずである。二女の免除申請書は私が記入したものであり、私の実印を押印していることから明らかである。二女のみ免除されて私の免除申請がなされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年に社会保険事務所職員が来訪した際に、二女の免除申請と一緒に自分の免除申請を行ったと主張しているが、二女の平成17年度、18年度及び19年度の免除申請書が社会保険事務所に保管されている一方、申立人の免除申請書は同事務所に保管されておらず、免除申請をしていたことを示す記録等は見当たらない上、国民年金保険料免除申請の手続などに関する申立人の記憶は不明確である。

また、申立人は、昭和49年2月に国民年金被保険者資格を喪失した後、再度国民年金の加入手続をしておらず、平成20年12月に基礎年金番号を付番されるまで国民年金未加入であったことが推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から 38 年 9 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 41 年 8 月まで
③ 昭和 41 年 10 月から 43 年 12 月まで

大阪の会社を退職後、同業種の会社に就職し、その後昭和 38 年ごろから 44 年ごろまで A 事業所に勤務していた。

平成 11 年ごろに社会保険事務所に行き、私の加入記録を確認したが、記録があるのは会社名の無い厚生年金保険の期間が 18 か月と B 社の期間の 369 か月分だけであった。欠落した期間があるはずだと何回も申立てをし、やっと A 事業所の厚生年金保険の記録が 1 か月分見つかったが、約 5 年間勤務していたのに 1 か月では納得できない。また、A 事業所の前に勤務していた会社の記録も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C 社の所在地及び通勤経路について具体的に記憶しているとともに、同事業所に勤務していた当時、申立人の兄に革靴を発注したとする同僚の証言から申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所は昭和 31 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同事業所で厚生年金保険に加入したとする申立期間①前後に健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も確認できない。

また、同事業所は人事記録及び賃金台帳を保存しておらず、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、A事業所の事業主は、「申立人は真面目であり、身内のように可愛がっていた。」と証言しており、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、直接社会保険関係の事務は行っておらず、申立人の厚生年金保険の加入手続に関しては不明としているとともに、厚生年金保険料の給与からの控除についても不明としている。

また、当時の同僚も、申立人について記憶しておらず、厚生年金保険の加入期間及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、同事業所は申立期間②及び③当時の賃金台帳を保存しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、社会保険事務所が保管している同事業所の当該申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから26年6月1日まで
② 昭和27年6月1日から28年7月ごろまで

私は、昭和24年又は25年ごろから、A社に勤務していたが、当初、当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無かった。社会保険事務所で調べてもらったところ、26年6月1日から27年6月1日まで、同事業所での被保険者記録が見つかったが、この期間より長く勤務していた記憶がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた際の業務を具体的に記憶しているものの、当該事業所で勤務を始めた時期及び退職した時期についての記憶が定かでない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険健康保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日付けで申立人を含む18人の従業員が被保険者資格を取得しており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、A社での厚生年金保険被保険者資格を有する者に問い合わせても、申立人を記憶している者を確認することができず、申立期間①及び②当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等について同僚から証言を得ることもできない。

加えて、A社は、昭和34年7月1日付けで、厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は所在不明で、関係資料の存否も不明であることから、申立てに係る事実を確認できない。

また、申立期間②において、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することはできない上、申立人が申立期間①及び②当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から同年 9 月まで

私は、新聞の求人広告を見て、A社B工場での臨時工の募集に応募し、夏期の3か月間勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、新聞の求人広告を見て採用面接を受けた後、A社B工場で勤務していた際の具体的な業務の内容を記憶していることから判断して、期間を特定することはできないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、同社では、人事記録及び賃金台帳等の関連資料は現存していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用については、これを確認できない。

また、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の名前を確認できない。

さらに、申立人が一緒に臨時工として勤務していたとする同僚についても、同社での厚生年金保険の加入記録を確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私が所持している厚生年金保険被保険者証は、昭和 36 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入したこととなっているにもかかわらず、A社での資格取得年月日が 38 年 4 月 1 日になっているのは納得できないので訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が所持している厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日の日付が昭和 36 年 4 月 1 日となっていることから、同日からA社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずであると主張している。

しかし、社会保険事務所が保管している厚生年金保険事業所記号払出簿によると、当該事業所は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が保存している被保険者資格取得決定通知書によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和 38 年 4 月 1 日に取得していることが確認できる上、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の被保険者資格の取得日は同日であることが確認できる。さらに、当該事業所の同僚の証言から判断して、申立人の入社日を特定することができないものの、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたことは推認できる。しかし、昭和 37 年 5 月 1 日以降の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票

は確認できない。

加えて、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月20日から25年5月1日まで

私がA社で働いていた際の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和23年3月1日から同年7月20日までとなっているが、25年4月に自宅待機となり、その後結婚したので、退職の手続をしないままとなっている。被保険者期間が4か月しかないのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（現在は、B社。）に昭和25年4月末まで勤務していたことから、同年5月1日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかし、同社では、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録を記載した資料が残存しているところ、当該資料における申立人の欄には、算定基礎届によって昭和23年10月に定時決定される標準報酬月額や退職年月日の記載が無い上、人事記録、賃金台帳等の資料は保存期限を経過し現存しておらず、申立ての事実を確認することができない。

また、申立人が、同じ時期に勤務していたとする同僚についても、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、申立人と同じ昭和23年7月20日であることが社会保険事務所の保管する「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」において確認できる。

さらに、申立期間同時に厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の者に照会したものの、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、友人の紹介でA社に入社し、建設現場へ資材を運ぶ仕事をしてきた。昭和 34 年 11 月 1 日から厚生年金保険の記録があるが、同年 5 月 1 日から働いていたはずである。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所において、昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日までの間に資格取得した被保険者のうち、住所の確認できた者に照会したところ、申立人を覚えている者はいるものの、申立人の勤務期間について、明確な回答は得られず、申立人の前任者と思われる者には、当該事業所における厚生年金保険の記録が見当たらない。

また、昭和 34 年度に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中には、資格取得年月日は自身が入社したとする日より後になっている者が確認でき、当該事業所の総務事務担当者は「申立人のような技術職には試用期間を設け、その間は厚生年金保険には加入させなかったと思われる。」としている。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であるとしながらも、「社会保険事務所に資格取得届を提出せずに保険料控除のみを行うことは考えられない。また、申立期間当時も現在と同様に、社会保険事務所から請求される納入告知額と事業所が納付しようとした保険料の金額に違いがないか、必ず、確認していたはずである。」としていることから、保険料を納付しないまま、6か月の間、事業主が申立人の給与

から厚生年金保険料を控除し続けたとは考え難い。

加えて、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。